

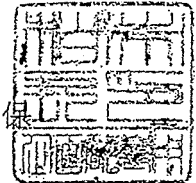
実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏企行第186号

平成26年 3月 4日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

柏市長 秋山 浩 様



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号・第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
提供する保有個人情報の項目	厚生労働省が定めた「児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理」の運用方針で規定された、施設等に入所等の措置を受けている児童等（詳細は別紙1参照）に係る個人情報（詳細は別紙2参照）
保有個人情報の提供先	当該児童等の施設入所等の措置を行った自治体 当該児童等の住民票所在地の市区町村 当該児童等の入所している施設の所在地の市区町村
保有個人情報の提供先における利用目的	両給付金では施設に入所等している児童等については、全国一律で以下の対応をすることとなっている。 ①保護者から施設入所等児童等の給付金の代理申請が行われても支給しない ②施設入所等児童等の給付金は、住民票が残っている市区町村ではなく、施設が所在する市区町村から支給する。 ③住民票上保護者と同一世帯のままとなっている場合、保護者に扶養されていないものとみなし、施設入所等児童等本人に給付金を支給する。 住民票所在地の市区町村では、施設入所等児童等の保護者への支給を回避するために、施設所在地の市区町村では、施設入所等児童等への給付を行うために、施設への入所等の措置等を行った自治体から提供される情報を利用する。
提供しようとする理由	両給付金の支給にあたり、施設入所等児童等に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があり、関係自治体間の情報共有の方法等についても国によって運用方針が定められている。そのため柏市のみが情報共有の枠組みから外れることはできない。
担当部署	企画部行政改革推進課 市民生活部保険年金課 保健福祉部障害福祉課 こども部児童育成課
備考	

